

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第84期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

- ・ 業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

株式会社 TBグループ

本事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tb-group.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

(事業報告)

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

なお、当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、業務の適正を
確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関す
る基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

①業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合する ことを確保するための体制

- ・ 経営理念に則った役職員がとるべき行動の基準・規範を示した「倫理規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を全社に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ・ コンプライアンス統括責任者として当社代表取締役社長を任命し、当社経営管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ・ 当社監査役はコンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・ 当社及びグループ各社にて「内部通報制度規程」を制定し、使用人が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに当社に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「株式会社T Bグループホットライン」を整備する。
- ・ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況について、当社及びグループ各社は反社会的勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断いたします。「倫理規範」にその旨を明文化し、当社及びグループ各社の役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備してまいります。
- ・ 当社及びグループ各社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存管理する。
- ・取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合に備え、本社内において速やかに閲覧が可能となるよう体制を整備する。
- ・取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- ・「情報セキュリティ方針」等を制定し、情報管理に努める。

(3) 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に関する総括責任者に当社代表取締役社長を任命し、当社及びグループ各社の取締役または執行役員とともに、それぞれの会社に関するリスクを体系的に管理するため、「経理規則」「経理規程」「売掛債権管理規程」等に加え、「リスク管理規程」を制定する。
- ・リスク管理を統括する部門は当社経営管理本部とし、当社及びグループ各社においては各社の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程に基づきマニュアル、ガイドラインを制定し、当社及びグループ各社のリスク管理体制の整備を図る。
- ・当社及びグループ各社で不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限度にとどめる。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及びグループ各社の取締役会を原則として月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について迅速かつ確かな意思決定を図るとともに、当社及びグループ各社の取締役相互の情報の共有化とその業務執行の監督等を行う。また、決裁に関する当社及びグループ各社の「決裁権限および決裁書類取扱規程」において、取締役決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ・当社及びグループ各社の取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、当社代表取締役並びに当社及びグループ各社の取締役及び執行役員は各社の目標達成に向けて職務を遂行し、当社取締役会がその実績管理を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。また、定期的にグループ各社の代表取締役又は当社派遣役員より業務執行状況を当社取締役会において報告する。
- ・「子会社管理規程」に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度のグループ各社への適用及び当社の内部監査部門にてグループ各社の業務監査を実施する。
- ・当社及びグループ各社の内部統制の仕組みを見直すとともに、業務プロセスの文章化・評価、リスクコントロール並びに内部統制システムの更なる整備を進める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制とその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上設置することとする。
- ・監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び執行役員及び使用人が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社経営管理本部担当取締役が重要事項について、当社及びグループ各社より定期的に報告を受けた上で、監査役会において報告する。
- ・当社及びグループ各社の取締役及び執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。また、当社及びグループ各社の取締役は当社及び子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知したときは直ちに監査役会に報告する。
- ・当社監査役会は、当社代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・当社監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

②業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、社内規程、行動規範の整備を行い、コンプライアンス総括責任者である当社代表取締役社長が、全社に継続的にその内容を伝達することにより、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。また、内部通報制度の窓口を設けており、通報後の情報については、内部通報制度規程に準じた厳格な管理、対応を行っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理を統括する部門を経営管理本部とし、当社及びグループ各社の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、リスク管理に関する総括責任者である当社代表取締役社長に報告を行い、情報の共有及び管理を徹底いたしました。

(3) 取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることを確保するための仕組み

当事業年度において、取締役会は16回開催され、取締役及び監査役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。社外取締役はそれぞれの見地からアドバイス、意見を表明し、監査役会と連携しながら取締役の職務執行に関して積極的に提言を行っております。

(4) 内部監査の実施に関する取組み

経営管理本部は、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は、取締役、経営幹部へ速やかに報告され、適宜の改善、フォローアップが行われております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当事業年度において監査役会は13回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査方針及び監査計画を十分協議の上策定し、本部各部署、子会社に往査して監査を実施しております。また、各監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議、決議を行うとともに、常勤監査役は取締役会に出席し、代表取締役、会計監査人との会合を適宜実施いたしております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	3,956,589	1,595,137	△3,653,250	△13,860	1,884,616
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△208,285		△208,285
自己株式の取得				△100	△100
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	△208,285	△100	△208,386
当期末残高	3,956,589	1,595,137	△3,861,535	△13,960	1,676,230

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	7,397	7,397	112,446	2,004,460
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△208,285
自己株式の取得				△100
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	916	916	△57,832	△56,916
当期変動額合計	916	916	△57,832	△265,303
当期末残高	8,313	8,313	54,613	1,739,157

<ご参考>

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△193,362
減価償却費	111,838
事業構造改善費用	32,761
貸倒引当金の減少額	△62,324
売上債権の減少額	117,271
たな卸資産の増加額	△166,351
仕入債務の増加額	56,669
未払費用の減少額	△26,747
未払消費税等の減少額	△20,705
その他	△3,098
営業活動によるキャッシュ・フロー	△154,050
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	53,000
投資有価証券の売却による収入	8,608
有形固定資産の取得による支出	△33,212
貸付けによる支出	△59,840
貸付金の回収による収入	20,575
その他	3,444
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,424
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	200,000
短期借入金の返済による支出	△100,000
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	△10,472
割賦債務の返済による支出	△51,532
非支配株主への配当金の支払額	△56,302
その他	△100
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,592
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△229
V 現金及び現金同等物の減少額	△130,112
VI 現金及び現金同等物の期首残高	766,729
VII 現金及び現金同等物の期末残高	636,617

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社Mビジュアル
株式会社TOWA
株式会社オービカル
トータルテクノ株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 0 社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2 社
- ・ 当該会社等の名称 株式会社ホスピタルネット
株式会社エムモビリティ

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 当該会社等の名称 東和レジスター北都販売株式会社
株式会社TOWA西九州
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

- ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
- ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品・製品 移動平均法による原価法
 - ・販売用不動産 個別法による原価法
 - ・原材料 移動平均法による原価法
- (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに賃貸資産は定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ハ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記していた、営業外収益の「保険解約返戻金」及び特別損失の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため当連結会計年度より営業外収益の「その他」及び特別損失の「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

商品及び製品（販売用不動産）	3,078千円
建物及び構築物	37,078千円
土地	33,346千円
計	73,503千円

② 担保付債務

当連結会計年度末において担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,907,057千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	87,760,588株	一株	一株	87,760,588株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	467,065株	1,685株	一株	468,750株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,685株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*2)	時 価 (*2)	差 額
①現金及び預金	686,617	686,617	－
②受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	650,158 △126,721		
	523,436	523,436	－
③投資有価証券			
その他有価証券	17,470	17,470	－
④支払手形及び買掛金	(362,235)	(362,235)	－

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額323,728千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 19円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円39銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第84回定時株主総会（以下、「本定時総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更および株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を行います。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	87,760,588株
株 式 併 合 に よ り 減 少 す る 株 式 数	78,984,530株
株 式 併 合 後 の 発 行 済 株 式 総 数	8,776,058株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

④株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総 株 主	6,325名（100%）	87,760,588株（100%）
10株未満所有株主	52名（0.82%）	92株（0.00%）
10株以上所有株主	6,273名（99.18%）	87,760,496株（100%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が1株未満となる株主様（上記では「10株未満」に該当します。）52名は、下記⑨記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

⑥ 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

2,000万株（併合前は20,000万株）

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

⑦ 株式併合の条件

本定時総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(4) 単元株式数の変更および株式併合の日程

取締役会決議日	平成30年5月18日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日（予定）
1,000株単位での売買最終日	平成30年9月25日（予定）
100株単位での売買開始日	平成30年9月26日（予定）
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

- | | |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額 | 192円98銭 |
| ② 1株当たり当期純損失 | 23円86銭 |

本連結計算書類中の記載金額（1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を除く）は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	3,956,589	1,201,645	315,266	1,516,911	△3,566,363	△3,566,363	△9,129
当期変動額							
当期純損失(△)					△164,732	△164,732	△164,732
自己株式の取得							△100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	△164,732	△164,732	△100
当期末残高	3,956,589	1,201,645	315,266	1,516,911	△3,731,096	△3,731,096	△9,230

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	6,757	6,757	1,904,765
当期変動額			
当期純損失(△)			△164,732
自己株式の取得			△100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△430	△430	△430
当期変動額合計	△430	△430	△165,264
当期末残高	6,326	6,326	1,739,500

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品・製品 移動平均法による原価法
- ・ 販売用不動産 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理等に伴い、将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産	
商品及び製品（販売用不動産）	3,078千円
建物	37,078千円
土地	33,346千円
計	73,503千円

- ② 担保付債務
当事業年度末において担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 991,708千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	816,199千円
② 長期金銭債権	30,808千円
③ 短期金銭債務	23,770千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,403,273千円
② 仕入高	100,039千円
③ 販売費及び一般管理費	35,352千円
④ 営業取引以外の取引高	19,073千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	171,415株	1,685株	－株	173,100株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1,685株は、単元未満株式の買取によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、貸倒引当金超過額であります。回収可能性を考慮して全額評価性引当金を計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被 所 有) 割 合 注8	役員 の 兼 任	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 注3	科 目	期末残高
子会社	トータル テクノ(株)	所有 直接 100%	有	当社商品の 企画・開発・ 生産	SA機器、LED 表示機および 原材料の購入 注1	95,988	買掛金	1,464
				資金の援助	手形の割引 注2	229,691	—	—
					利息の受取 注2	1,056	短期貸付金 注4	49,500
子会社	(株)TOWA	所有 直接 50.0%	有	当社商品の 販売	SA機器、LED 表示機の販売 注1	1,168,269	売掛金 未収入金	97,285 9,740
子会社	(株)オービカル 注5	所有 直接 100%	有	当社商品の 販売	LED表示機 の販売 注1	56,237	売掛金 注6	178,666
				資金の援助	—	—	短期貸付金 注6	55,600
子会社	(株)オービカル	所有 直接 100%	有	当社商品の 販売	—	—	売掛金 注7	36,431
				資金の援助	—	—	短期貸付金 注7	97,799
関連会社	(株)エムモ ビリティ	所有 直接 14.5% [45.6%]	有	当社商品の 販売	SA機器の販売 注1	40,628	売掛金 注9	140,439
				資金の援助	資金の回収 注2	10,890	短期貸付金 注9	14,520
					利息の受取 注2	1,519	長期貸付金 注9	30,808

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付及び手形の割引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
4. 子会社トータルテクノ(株)の短期貸付金に対し、当事業年度において46,683千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額13,683千円を計上しております。
5. (株)オービカルは、(株)オービカル中部が商号変更したものであります。
6. 子会社(株)オービカルへの債権に対し、当事業年度において240,476千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において6,483千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. 子会社(株)オービカルへの債権に対し、当事業年度において134,230千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において2,324千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
8. 議決権等の所有割合の欄における[]書きは、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で表示しております。
9. 関連会社(株)エムモビリティへの債権に対し、当事業年度において24,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 19円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 1円88銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第84回定時株主総会（以下、「本定時総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更および株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を行います。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

- ①株式併合する株式の種類
普通株式

②株式併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	87,760,588株
株 式 併 合 に よ り 減 少 す る 株 式 数	78,984,530株
株 式 併 合 後 の 発 行 済 株 式 総 数	8,776,058株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

④株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総 株 主	6,325名（100%）	87,760,588株（100%）
10株未満所有株主	52名（0.82%）	92株（0.00%）
10株以上所有株主	6,273名（99.18%）	87,760,496株（100%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が1株未満となる株主様（上記では「10株未満」に該当します。）52名は、下記⑤記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

⑥株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

2,000万株（併合前は20,000万株）

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

⑦株式併合の条件

本定時総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(4) 単元株式数の変更および株式併合の日程

取締役会決議日	平成30年5月18日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日（予定）
1,000株単位での売買最終日	平成30年9月25日（予定）
100株単位での売買開始日	平成30年9月26日（予定）
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

① 1株当たり純資産額	198円60銭
② 1株当たり当期純損失	18円81銭

本計算書類中の記載金額（1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を除く）は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。